

火災予防に関する達を次のように定める。

昭和58年8月30日

防衛大学校長 土田 國保

### 火災予防に関する達

改正	平成元年4月20日防衛大学校達第8号	平成4年4月10日防衛大学校達第8号
	平成11年3月31日防衛大学校達第1号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
	平成17年3月31日防衛大学校達第5号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
	平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成22年4月1日防衛大学校達第8号
	平成24年4月6日防衛大学校達第8号	平成30年3月30日防衛大学校達第4号
	令和2年12月23日防衛大学校達第25号	

火災予防に関する達（昭和30年防衛大学校達第15号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の火災予防のため必要な事項を定めることを目的とする。

#### （防火に関する注意）

第2条 職員及び学生（本科及び研究科学生並びに研修生を含む。以下同じ。）は、防火に関し常に細心の注意を払い、火災の発生を未然に防止するとともに、火災発生に際しては、適切な初期消火活動により被害の軽減を図らなければならない。

#### （防火管理責任者）

第3条 大学校に防火管理責任者を置き、各学群長、各課長、総括首席指導教官、先端学術推進機構事務室長、総合情報図書館事務室長及び各首席指導教官をもって充てる。

2 防火管理責任者は、「防衛大学校の施設維持管理に関する達（平成5年防衛大学校達第2号）」の別表施設所掌表に従い、それぞれの建物及びその周辺の火災予防に当たるものとする。ただし、本館及び理工学館の共同施設については、それぞれ総務課長及び教務課長が指定し、各学館の共同施設については、学群長相互の調整により確定しておくものとする。

3 防火管理責任者は、担当する建物及びその周辺の火災予防について次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 火気（電熱器、アイロン、電気湯沸器等を含む。以下同じ。）の使用又は取り扱いに関して指導、監督すること。
- (2) 消防用設備（消火器、屋内消火栓及び誘導灯をいう。以下同じ。）を点検すること。
  - ア 消火器の定位置所在の有無
  - イ 屋内消火栓用ホースの取り付け状態
  - ウ 誘導灯の点灯の有無
- (3) 防火壁及び非常口の機能を妨害する物品等の排除に関すること。

- (4) 火災発生時の初期消火活動の実施に関する事。
- (5) その他火災予防に関して必要な措置を講ずる事。

4 学群長である防火管理責任者は、教育研究支援第1係長又は教育研究支援第2係長、教育支援第3係長、教育支援第4係長、教育支援第5係長又は教育支援第6係長をもって防火管理責任者の業務を補佐させるものとする。

(火元取締責任者)

第4条 防火管理責任者は、担当する建物の各部屋(倉庫等で独立した施設についてはその建物、以下同じ。)ごとに正副2名の火元取締責任者を置き、火気の取り締まりに当たらせるものとする。

2 防火管理責任者は、当該課、室及び大隊に所属する職員又は学生のうちから火元取締責任者を指名するものとする。

3 防火管理責任者は、火元取締責任者を指名の都度、その氏名を総務部長に通報するとともに、担当する建物の各部屋の入口に別紙様式第1により標示するものとする。

(正火元取締責任者の業務)

第5条 正火元取締責任者は、担当する各部屋及びその周辺の火災予防について次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ストーブ、電熱器、ガスコンロ、湯沸器、アイロン、その他の火気使用についての監督及びその後始末を確認すること。
- (2) 煙草の吸殻及び吸殻入れの後始末に関する監督、その他火災の原因となるべき事項の排除に関する事。
- (3) 消火器及び屋内消火栓について、その使用法の普及に関する事。
- (4) 防火上必要と認める場合には、建物及び付帯する設備の改善、消火器の備え付け等に関し、防火管理責任者に意見を具申すること。

(副火元取締責任者の業務)

第6条 副火元取締責任者は、正火元取締責任者を補佐し、正火元取締責任者不在のときは、その業務を行う。

(火気の使用)

第7条 校内においては、指定された場所及び定められた時間以外は火気を使用してはならない。

2 校内において通常火気を使用できる場所は、炊事場、医務室、ボイラー室、湯沸場、浴場、車両整備工場、売店の食堂、理髪所及び許可された都市ガス又はLPガス等の火気を使用する教室、実験室等並びに各大隊及び隊員宿舎に設置されたアイロン使用場所とする。

3 前項以外の場所で火気を使用する場合及び暖房用ストーブ、こたつ等を使用する場合は、その都度許可を得るものとする。

4 前項の火気の使用の許可権者は、総務部長とし、別紙様式第2により申請するものとする。

5 複数の暖房器具等の使用を申請する場合は、別紙様式第3を添付することができる。

6 冬期における暖房用器具の使用期間は、12月1日から3月31日までの間とし、毎年11月15日までに申請するものとする。

7 暖房用器具以外の火気を使用する場合は、使用日の5日前までに申請するものとする。

(火気使用上の注意)

第8条 火気を使用する場所には、火災の態様に適した消火器具（消火器、消火用水、消火砂又は古毛布等）を備え付けなければならない。

- 2 職員及び学生は、火気を使用し終わったときは、後始末を確実にしなければならない。
- 3 たき殻及び吸殻は、所定の場所以外に捨ててはならない。
- 4 ストーブ、電熱器等を使用する場合は、周辺の可燃物に引火しない程度の間隔（約1 m基準）を保ち不燃性の台上に備え付けなければならない。
- 5 電熱器、アイロン、電気湯沸器等の使用を終わったとき、又は使用中に停電したときは、必ずコンセントからコードをはずしておかなければならない。
- 6 可搬式のストーブ、電熱器は、勤務終了後廊下等に出しておかなければならない。
- 7 アイロンは、防火管理責任者が定める場所に保管しなければならない。
- 8 ストーブ、電熱器等を使用する部屋は、その使用期間中、部屋の入口に別紙様式第4の標示をするとともに、別紙様式第2の許可証をその標示の下段にちょう付し、器具の使用が許可されたことを明示しなければならない。
- 9 屋外等で臨時に火気を使用する場合は、防火管理責任者は当該火気について臨時に正・副の火元取締責任者を指名し、火気使用後は、その後始末の状況を報告させ、若しくは点検しなければならない。
- 10 前項の火元取締責任者は、火気使用中は火気使用許可証を携帯しなければならない。

(火気の禁止区域)

第9条 防火管理責任者は、火気の使用を禁止する場所には、別紙様式第5の標示をし、その旨総務部長に通報するものとする。

- 2 指定された場所以外には、ガソリン、火薬類等の引火性又は爆発性の物質を保管してはならない。
- 3 常時火気を使用する場所及び防火壁、非常口の近くに多量の可燃物を貯蔵してはならない。

(喫煙)

第10条 建物内において喫煙する場合は、必ず吸殻入れを用いなければならない。

- 2 吸殻は、勤務終了後に各建物に備え付ける吸殻捨てに捨てるものとし、吸殻入れは、所定の場所に一括整理しておかなければならない。
- 3 校内を歩行しながら喫煙してはならない。
- 4 防火管理責任者は、喫煙を禁止する場所には、別紙様式第6の標示をし、その旨総務部長に通報するものとする。

(電気、ガス設備の点検)

第11条 電気、ガス、ボイラー及び暖房用の設備を利用する者は、これらの機能について、常に注意を払い、異状を認めたときは、速やかに管理施設課長に連絡しなければならない。

- 2 管理施設課長は、前項の設備について、定期的に点検を行うものとする。
- 3 許可なく電気設備及びガス設備の増設、補修、改修等を行ってはならない。

(消防用設備の割当て及び整備)

第12条 総務課長は、消火器を整備し、火災の際最も使用に便利な箇所に、備え付け、防火管理責任者に割り当てるものとする。

- 2 防火管理責任者は、担当する建物内の消防用設備を各火元取締責任者に割り当てるものとする。
- 3 消火器には、これを担当する火元取締責任者の所属、氏名を標示するものとする。
- 4 火元取締責任者は、担当する消防用設備に故障又は異状を認めたときは、速やかに防火管理責任者に申し出るとともに、消火器については、総務課長に、その他の消防設備については、管理施設課長に通知するものとする。
- 5 火災時及び消防訓練時以外には、消防用設備を使用又は移動してはならない。ただし、特に指示又は許可された場合はこの限りではない。この場合、消火器は使用后必ず元に復しておかなければならない。
- 6 総務課長は、定期的に消防用設備の点検を実施するものとする。  
(非常持出)

第13条 防火管理責任者は、重要書類その他重要物件には、別紙様式第7の「非常持出」の標示をするものとする。

- 2 防火管理責任者は、前項の非常持出を定めたときは、総務部長にその位置及び物件名を通報するものとする。  
(勤務時間外の防火点検)

第14条 当直勤務者は、それぞれ担当する建物の防火処置について点検するものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、昭和58年8月30日から施行する。
- 2 防衛大学校の火災予防に関する達（昭和30年防衛大学校達第15号）は、廃止する。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

- 1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。
- 2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成11年3月31日防衛大学校達第1号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号） （抄）

- 1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号） （抄）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この規定は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛大学校達第8号） （抄）

- 1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

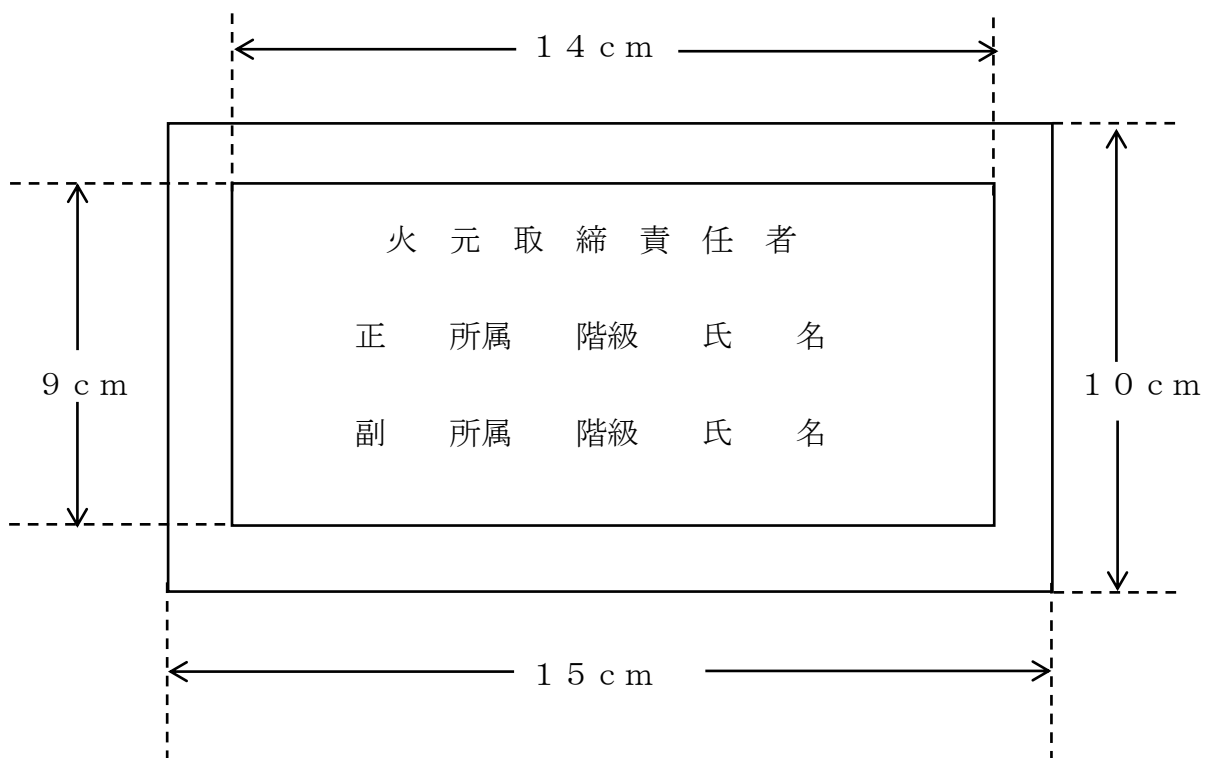
この達は平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）  
この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日防衛大学校達第25号）  
この達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙様式第1 (第4条関係)

火元取締責任者の標示



白地に赤枠をなし、文字は赤字とする

総 務 部 長 殿  
(総務課車両・警備班長 気付)

所属長官職氏名

火気使用の許可について（申請）

標記について、下記のとおり火気の使用を許可されたく申請する。

記

- 1 期 間 ～
- 2 場 所
- 3 使用器具 ( 台)
- 4 火元取締責任者 正  
副
- 5 理 由
- 6 別添資料 火気使用場所平面図

----- 切 取 り 線 -----

火 気 使 用 許 可 証

N0 \_\_\_\_\_

年 月 日

殿

総 務 部 長

下記のとおり火気使用を許可する。

記

- 1 期 間 ～
- 2 場 所
- 3 使用器具 ( 台)
- 4 火元取締責任者 正  
副

備 考

- 1 必ず消火器等を近くに備え付けるとともに、火元取締責任者は、その使用方法を普及徹底すること。
- 2 可燃物のそばで使用しないこと。
- 3 後始末を完全にすること。

別紙様式第3（第7条関係）

火気使用場所及び火元取締責任者等内訳

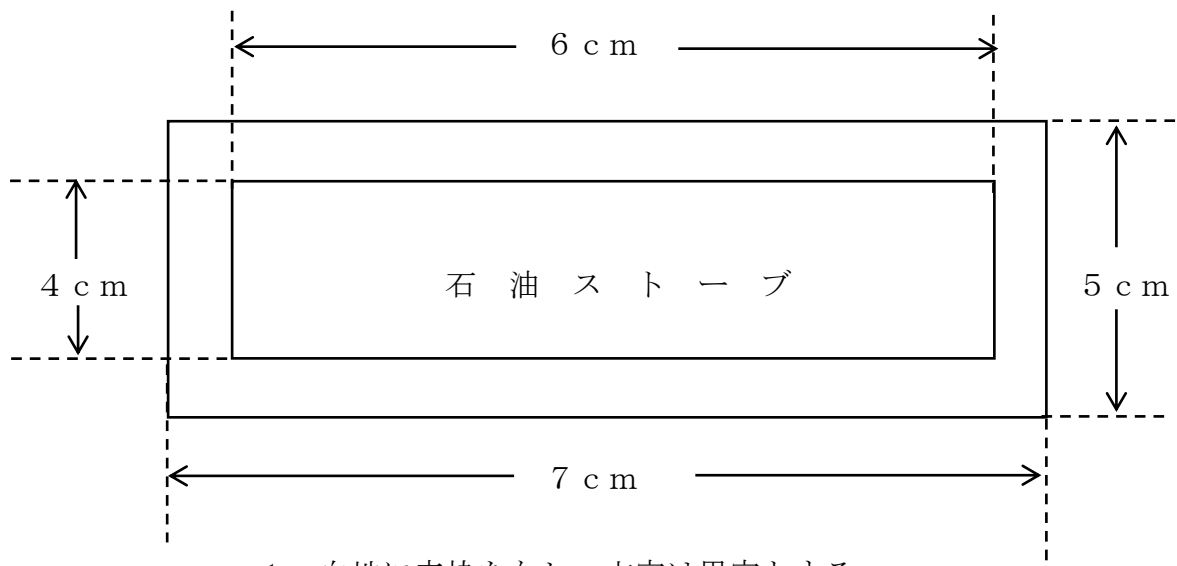
使用場所				火元取締 責任者	官職	氏名	使用期間	器具		備考
建物	階	室名	室番号					品名	数量	
				正						
				副						
				正						
				副						
				正						
				副						
				正						
				副						
				正						
				副						
				正						
				副						
				正						
				副						
				正						
				副						

注：本様式を使用する場合は、設置申請場所を単位とする「火気使用許可証」に所要事項を記入のうえ、添付しなければならない。



別紙様式第4 (第8条関係)

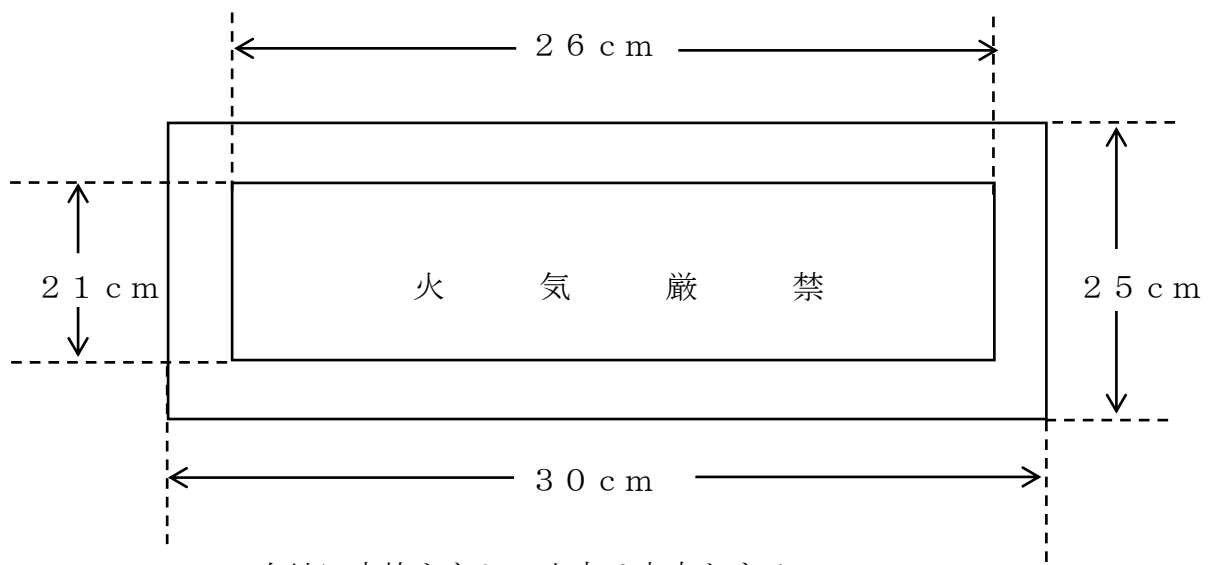
火 気 使 用 器 具 の 標 示



- 1 白地に赤枠をなし、文字は黒字とする。
- 2 「石油ストーブ」の箇所は、使用火気器具名を記入する。

別紙様式第5 (第9条関係)

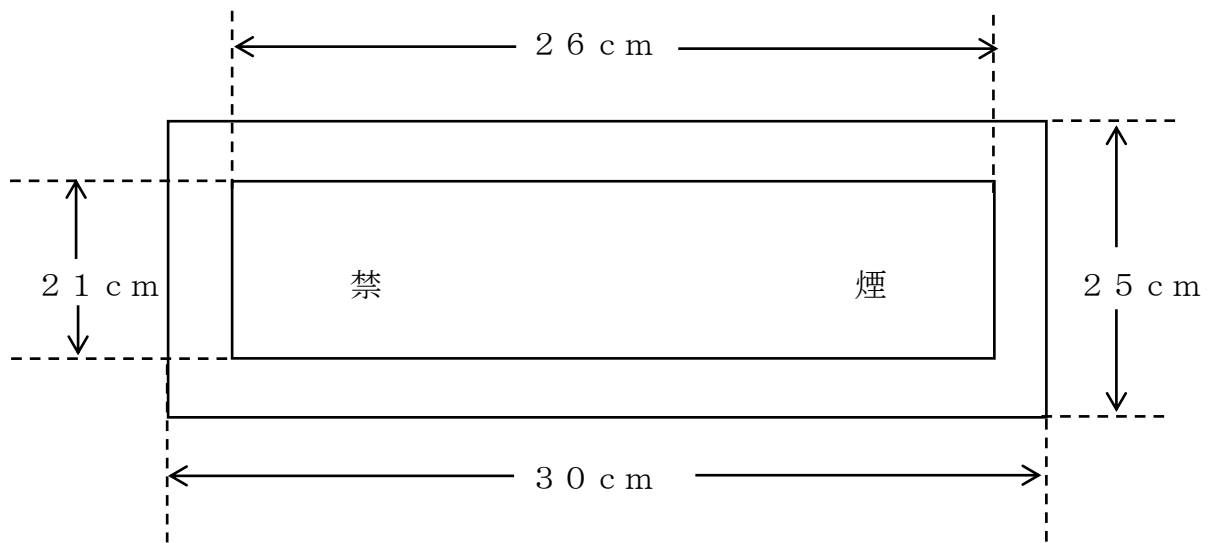
火 気 厳 禁 の 標 示



白地に赤枠をなし、文字は赤字とする。

別紙様式第6（第10条関係）

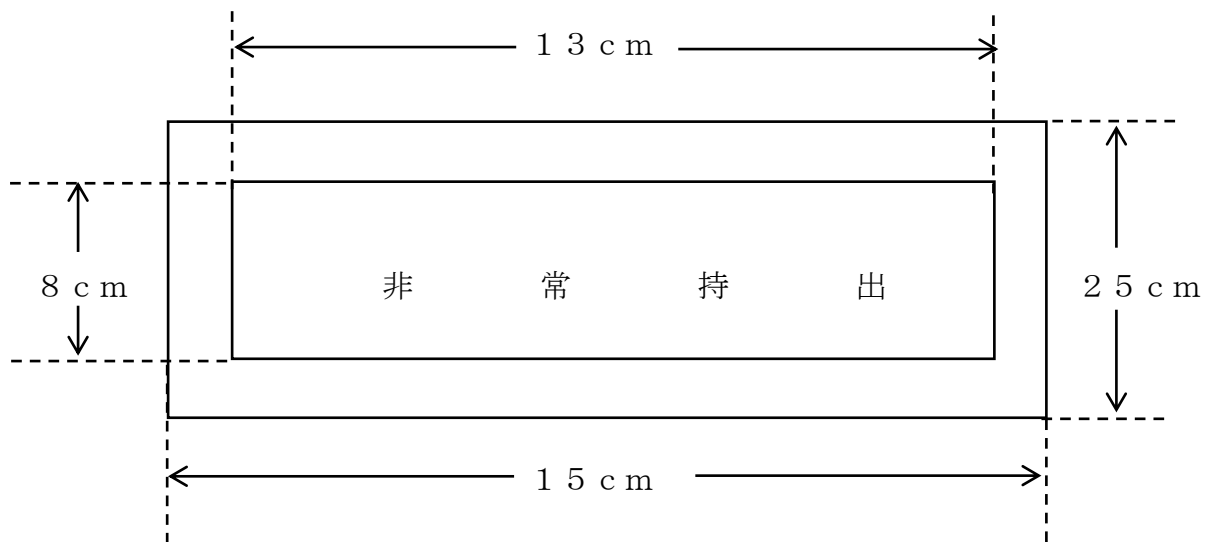
禁煙の標示



白地に赤枠をなし、文字は赤字とする。

別紙様式第7（第13条関係）

非常持出の標示



白地に赤枠をなし、文字は赤字とする。